

28 都景審第 12 号の 2
平成 30 年 1 月 24 日

東京都景観審議会
会長 中井 検裕 様

東京都景観審議会
歴史景観部会長
光井 渉

平成 29 年度東京都景観審議会歴史景観部会における議決について

東京都景観審議会歴史景観部会において、下記事項について審議し、別紙のとおり、審議結果を取りまとめ議決したので、東京都景観審議会に報告いたします。

議決事項

- ・「特に景観上重要な歴史的建造物等（史跡・名勝・天然記念物等）」の追加選定について
- ・選定候補及び優先順位の考え方
- ・選定候補一覧

(担当)
東京都景観審議会担当
橋本

「特に景観上重要な歴史的建造物等（史跡・名勝・天然記念物等）」の追加選定について

■ 選定目的

文化財などの歴史的な価値のある史跡・名勝・天然記念物等のうち、これらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与えるものを選定し、その周辺の建築行為等に対し、配慮を求める。

■ 選定対象

- ・文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物
- ・同法第 109 条第 2 項の規定により指定された特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物
- ・同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財
- ・東京都文化財保護条例第 33 条第 1 項の規定により指定された史跡、旧跡、名勝又は天然記念物
- ・同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された有形民俗文化財

■ 選定基準

1 歴史的な価値

東京都内に現存する、歴史的な価値を有する史跡・名勝・天然記念物等

(歴史的な価値の考え方)

- ・選定対象に該当することをもって判断する。

2 景観上の重要性

東京の景観づくりにおいて重要なもの

- ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
- ② 地域のランドマークとしての役割をはたしていること
- ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること

(景観上の重要性の考え方)

- ・東京の景観づくりにおいて重要なものであり、①～③のいずれかに該当するものである。
- ・東京の景観づくりの観点から総合的に判断し、①～③に該当しなくとも、景観審議会が特に重要と認めたものは選定できる。
- ・景観上の重要性は、現地調査や文献調査を行い、次の観点から判断する。

① 地域の歴史的景観を特徴づけていること

- ア 東京の風格ある景観を構成している
- イ 立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している
- ウ 時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している

② 地域のランドマークとしての役割をはたしていること

- ア 大通り・角地・広大な敷地（河川や海岸）に存在している
- イ 周囲に比して規模が大きい
- ウ 観賞上、学術上の価値が地域の特徴に結びつくもの

③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること

- ア 日常生活の中で広く都民に利用されているもの
- イ 絵画、写真、映画、文学等でその存在が引用されるもの
- ウ その他、人々に親しまれ、都民の関心が高いもの

3 保存状態

歴史的な価値や、景観上の重要性となる要素が保たれているもの

(保存状態の考え方)

- ・管理等が良好であり、適切な状態に保たれているもの。
- ・改修等により当初から改変されていても、歴史的な価値や景観上の重要性が損なわれていないと判断できるものは選定できる。
- ・文献調査や管理者へのヒアリング、写真による現地確認等により、個別に判断する。

4 視認性

外観が容易に確認できる状態にあるもの

(視認性の考え方)

- 公道から対象物の主要箇所が確認できるか、確認できる程度に対象物が公開されていること。
- 対象物の公開については、視認の度合いや所有者の事情を考慮して判断する。公開の対象は一般都民とする。
- 現地確認や写真などにより、個別に判断する。

選定候補及び優先順位の考え方

●「選定候補」の考え方

○選定対象（計 424 件）

国指定（史跡 46・名勝 5・天然記念物 14(特別含む)・重要有形民俗 3) 68 件

都指定（史跡 100・旧跡 179・名勝 9・天然記念物 59・有形民俗文化財 9) 356 件

○文化財区分上の選定対象について

国指定 重要民俗文化財は、現場調査の結果、景観的要素が低いと考えられるため、今回は選定対象外とする。

都指定 旧跡：名所と言われている所などで、碑等が設置されている。景観的要素が低いと考えられるため、原則として選定対象外とする。ただし、景観上大きな意義を持つと判断される場合は考慮する。

○選定対象案件が多いため、今回対象とする文化財区分を限定する。

●「優先順位」の考え方

○文化財としての価値とともに、景観としての価値について、誰にでも理解しやすい著名なものを優先順位の高いものとする。

○優先順位の低いもの

- ① 墓、石碑、単体樹木など小規模なもの
- ② 法令等で保全されているもの（自然公園内（島嶼含む）、都市公園内、風致地区内 等）、寺社境内等開発の恐れが小さいもの
- ③ 視認性が低いもの（非公開、限定公開、一部のみ視認、埋蔵物 等）
- ④ 歴史的景観保全の指針の適用が困難なもの（景観の観点が低い、範囲設定に課題）
- ⑤ 敷地内に区市等の指定建造物等が存在し、建造物等の区分で選定すべきもの
- ⑥ その他

選定候補一覧

	名 称	文化財区分	所在地
1	旧白金御料地	国指定 天然記念物及び史跡	港区白金台5丁目 品川区上大崎2丁目
2	玉川上水 小金井（サクラ）	国指定 史跡 名勝	羽村市・福生市・昭島市 立川市・小平市・小金井市 西東京市・武蔵野市・三鷹市 杉並区・世田谷区・渋谷区 小金井市・小平市・武蔵野市 西東京市
3	小石川植物園 (御薬園跡及び養成所跡)	国指定 名勝及び史跡	文京区白山3丁目
4	湯島聖堂	国指定 史跡	文京区湯島1丁目
5	横山大観旧宅及び庭園	国指定 史跡及び名勝	台東区池之端1-4-24
6	旧朝倉文夫氏庭園	国指定 名勝	台東区谷中7丁目
7	一之江名主屋敷	都指定 史跡	江戸川区春江町2-21-20
8	真姿の池湧水群	都指定 名勝	国分寺市西元町1-13ほか
9	旧安田楠雄邸庭園	都指定 名勝	文京区千駄木5-20-18
10	旧稲葉家住宅	都指定 有形民俗文化財	青梅市森下町499
11	小泉家屋敷	都指定 有形民俗文化財	八王子市鍵水2178
12	千駄ヶ谷の富士塚	都指定 有形民俗文化財	渋谷区千駄ヶ谷1-1-24 八幡神社境内